

田布施町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

令和 6 年度実施状況報告書

田布施町

第 1 章 計画の基本的事項

1. 計画策定の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 1 項に基づき、地方公共団体である田布施町が自らの事務・事業に関し、温室効果ガスの排出量削減のための措置を定める「地方公共団体実行計画(事務事業編)」である。町が率先して環境負荷の軽減に取り組むことにより、持続可能な脱炭素社会の構築を目指すことを目的とする。

2. 計画期間

本計画の期間は、令和 6 年度から令和 12 年度までの 7 年間とする。ただし、今後の社会情勢の変化や技術の進展、国の動向等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

3. 基準年度及び削減目標

国及び山口県の地球温暖化対策実行計画との整合性を図るため、本計画における基準年度を平成 25 年度とする。削減目標としては、山口県の「業務その他部門」の目標値(52.1%削減)に準拠し、計画最終年度である令和 12 年度までに、基準年度(平成 25 年度)比で 52.1%削減することを目標とする。

第 2 章 二酸化炭素排出量の推移と削減目標

平成 25 年度(基準年)から今回確定した令和 6 年度までの総排出量の推移、および令和 12 年度の最終目標値の対比は以下のとおりである。

年度区分	総排出量 (kg-CO2)	基準年度比削減率	ステータス
平成 25 年度	1,348,841	0.0%	新計画の算定基準年度
平成 30 年度	822,417	▲39.0%	旧計画(第 3 期)の基準年度
令和 5 年度	685,777	▲49.2%	前計画の最終確定値
令和 6 年度	712,149	▲47.2%	最新実績
令和 12 年度	646,095	▲52.1%	計画の最終削減目標値

※令和 6 年度は、計画初年度にあたり、夏季の猛暑等に伴う冷房需要(電気使用量)の増加が見られたものの、自動車燃料の削減などにより、基準年度(平成 25 年度)比で、47.2%の大幅な削減水準を維持している。

第 3 章 計画の対象範囲及び算定方法

本計画の確実な進捗管理を行うため、新たに取りまとめた令和 6 年度(2024 年度)における田布施町管轄施設の主要エネルギー消費実績は以下の通りである。

1. 令和 6 年度主要エネルギー別使用量・排出量内訳

エネルギー種別	単位	令和 6 年度 総使用量実績	排出 係数	CO2 排出量 (kg-CO2)	構成比
電気使用量	kWh	1, 326, 920	0.434	575,883	80.9%
A 重油	L	35,132	2.710	95,208	13.4%
ガス(LPG)	m ³	1,717	3.000	5,151	0.7%
ガソリン(公用車)	L	11,464.00	2.320	26,596	3.7%
軽油(公用車・バス)	L	1,616	2.580	4,169	0.6%
灯 油	L	2,065	2.490	5,142	0.7%
合 計				712,149	100%

※排出係数の根拠：電気は電気事業者別排出係数(中国電力公表値)、燃料類は「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に基づく。

2. 対象範囲

田布施町のすべての組織(町長部局、教育委員会部局、町議会事務局等)及びそれらが管轄する施設(本庁舎、出先機関、公立保育園、小中学校、公民館、図書館、スポーツセンター等)において実施されるすべての事務・事業を対象とする。

3. 対象とする温室効果ガス

地球温暖化への影響が最も大きく、かつ町の事務・事業において最も排出割合の高い二酸化炭素(CO₂)を主たる対象とする。

4. 排出量の算定方法

温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量は、各施設におけるエネルギー使用量(活動量)に、環境省のガイドライン等に基づく「排出係数」を乗じることで算定する。

温室効果ガス排出量 = 活動量(エネルギー使用量) × 排出係数

第 4 章 目標達成のための具体的な取組

1. ハード面の取組(設備更新・投資)

- 省エネルギーの推進:既存設備を含めた公共施設の LED 照明への計画的換装、庁舎トイレ等への人感センサー導入の水平展開。
- 再生可能エネルギーの利用推進:設置可能な公共施設(保健センター等)への太陽光発電設備の導入、高効率省エネ設備への転換。
- 公用車の電動化推進:次世代自動車(電気自動車[EV]、燃料電池自動車[FCV]、プラグインハイブリッド自動車[PHEV]等)の積極導入、及び主たる公用車用充電インフラの整備。

2. ソフト面の取組(職員の意識改革・日常業務)

- 日常業務における徹底した節電:冷房 28℃・暖房 20℃の適正温度管理、クールビズ・ウォームビズの励行、長時間離席時のパソコン電源オフやこまめな消灯。
- 出張・研修に伴う燃料消費抑制:オンライン会議(Zoom 等)の積極的な活用、ノーマイカーデーの実施徹底。
- ペーパーレス・グリーン購入の推進:電子メールや庁内 LAN の活用による会議資料配付等の削減、両面印刷の徹底、グリーン購入(環境ラベル貼付商品)の優先調達。

第 5 章 計画の推進と点検及び評価等

1. 推進・点検体制

本計画の推進状況については、町長を本部長、副町長・教育長を副本部長とする「田布施町地球温暖化対策推進本部」において、年度ごとの進捗状況の点検・評価を厳格に実施する。

各課の所属課長は「推進責任者」として実績データを取りまとめ、事務局である町民福祉課(環境係)が全庁的な排出量算定および推進管理を行う。

2. 令和 6 年度における推進状況チェック結果の概要

環境配慮への意識定着および日常業務における省エネ行動を徹底するため、田布施町地球温暖化対策推進員において、「地球温暖化対策推進状況チェック表」に基づき、各部局・課において自己評価を実施した。

優良な取組傾向：

新計画の初年度にあたり、まずは全庁的な意識啓発に重点を置いた。その結果、「クールビズ・ウォームビズの励行」や「使用済みトナー・カートリッジの回収依頼」など、マニュアルやインフラが既に定着している項目については、全庁的に高い実践率を記録した。組織的なスタートとしては、概ね良好な意識づけが図られたと評価できる。

今後の課題と是正方針：

一方で、本年度は夏期の記録的な猛暑に伴い、庁舎や各学校施設における冷房需要（電気使用量）の抑制が極めて困難な状況となった。また、「ノーマイカーデーへの取組」や「短距離移動時の公用車利用の自粛」など、職員個人の意識や突発的な業務都合に左右されやすい移動関連の項目において、一部に取組の不足が見られた。

今後は、空調の適正温度管理を徹底するとともに、庁内アナウンスの強化等を通じて、職員一人ひとりの行動変容を促し、全庁的な底上げを図る。

※各部局・課別の詳細な評価データおよび集計結果については、田布施町地球温暖化対策推進本部における内部評価資料として適正に管理し、次年度の是正指導に活用するものとする。

3. 結果の公表

本計画に基づく実施状況、および温室効果ガス排出量の推移については、透明性の確保と町民への意識啓発を図るため、年 1 回、田布施町公式ホームページ等を通じて広く公表するものとする。